

令和 7 年度 山形県障がい者である職員の活躍推進計画に基づく取組の実施状況

山形県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づき、「山形県障がい者である職員の活躍推進計画(以下「計画」という。)」を策定し、障がい者である職員が、その有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することができるよう取組を実施しています。

法第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、令和 7 年度の取組状況を以下のとおり公表します。

I 目標に対する達成度 (知事部局における目標)

目標	目標値 (法定雇用率)	実績値(実雇用率)				
		R4.6.1 時点	R5.6.1 時点	R6.6.1 時点	R7.6.1 時点	R8.6.1 時点
知事部局等(企業局及び病院事業局含む。)の毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用率における法定雇用率の達成	2.8 % (R6.4.1~)					
	2.6 % (~R6.3.31)	2.71 %	3.03 %	3.30 %	3.19 %	3.11 %

(議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局における目標)

目標	目標値	実績値 (当該年度までに研修を受講した職員数 ／対象職員数)				
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
障がい者に対する理解促進を深めるため、知事部局において実施する研修への全員受講	100 %	72.6 %	91.9 %	91.8 %	100 %	96.7 %

II 令和 7 年度の取組状況

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

(1) 組織面

① 障害者雇用推進者の選任

- 法第 78 条に規定する「障害者雇用推進者」として総務部長を選任した。

② 相談体制の整備

- 本庁及び総合支庁(計 5 か所)に専任の障がい者雇用相談支援員を配置し、障がい者である職員本人及び所属職員等からの相談を受け、それぞれの障がいの特性や事情に応じた対応・支援を行った。

《相談対応実績》

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対応件数	337 件	446 件	500 件	449 件	484 件

(2) 人材面

① 障がい者に対する理解促進研修の実施

- 障がい者に対する理解促進のため、障がいの特性及び支援のポイントについて学ぶ職員向け研修を実施した。

《令和7年度受講者からの声》

普段の業務の中ではなかなか学ぶ機会がない研修内容だったので、大変勉強になった。
こういった場面ではこのように接するのが良いというように、具体的な例を挙げて説明されており、大変わかりやすかった。

職場で障害を持った患者さんと接しているため、慣れているつもりではあるが、研修を受講して改めて普段の自分を振り返るきっかけになった。

障害のことを理解していると思い込まずに、相手のことをよく観察し、相手の気持ちに寄り添って接することが大切だと思った。

障がいを持つ方に対して業務上どのようなサポートが行えるかが分かりやすく紹介された研修で大変勉強になった。

障がいの区分についてを学ぶことができたこと、またそれぞれの障がいに合わせた対応を学ぶことができたことは大変有意義だった。

基本編は、障がいの特性、接し方が具体的でとても分かりやすかった。障害のある方を抱える家族の方と接することが多いので、どのようなことで困っているのかを学ぶことができて、受講して良かった

《研修実施実績》

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	10回	動画視聴方式 (2か月)	動画視聴方式 (6か月)	動画視聴方式 (6か月)	動画視聴方式 (6か月)
受講人数	1,452名	844名	172名	211名	279名

② 厚生労働省が開催する研修受講

- 法第79条に規定する「障害者職業生活相談員」に選任された者（選任予定の者を含む。）について、山形労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した。

《令和7年度実績》

受講人数：5名

（障害者職業生活相談員）

障がい者である職員の職業生活に関する相談及び指導を行う者（障がい者である職員が5名以上となる課室（総合支庁においては部局）の職員の中から選任）

2 障がい者の活躍の基本となる業務の選定・創出

- 障がい者である職員と所属長等の面談を行い、現在の業務とのマッチング等を確認した。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備等

(1) 職場環境

① 施設整備等

- 障がい者である職員の希望を踏まえ、施設整備や就労支援機器の導入等について検討し、整備した。

《施設整備等実績》

- ・ 令和7年度 置賜総合支庁職員駐車場内に障がい者用駐車枠を設置
- ・ 令和6年度 県庁構内の障がい者を有する職員用の駐車スペースを増設
- ・ 令和5年度 知事部局棟2階講堂前トイレを洋式化
- ・ 令和4年度 県庁正面駐車場の横断歩道の段差に簡易スロープを設置
- ・ 令和3年度 県庁北口に簡易スロープを設置

② 職場実習

- 特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とし、県の職場で様々な業務を体験していただく職場実習を積極的に行うとともに、県としても、当該実習を通して、障がい者を受け入れる環境整備を更に進めた。

《職場実習実績》

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数	4名	4名	希望者なし	2名	希望者なし

(2) 募集・採用

① 常勤職員の採用

- 継続した障がい者雇用のため、障がい者を対象とした選考試験を実施した。

《障がい者を対象とした選考試験実施結果》

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
募集人数	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
受験者数	22名	19名	21名	15名	17名
一次合格者数	6名	4名	9名	6名	8名
最終合格者数	2名	1名	2名	2名	1名

② 非常勤職員の採用

- 会計年度任用職員の業務のうち、障がい者が従事することが可能な業務について、掘り起こしを行い、障がい者を雇用した。
- 障がい者トライアル雇用により、9名を雇用した。

(制度概要)

会計年度任用職員の身分により、6ヶ月以内の期間を1単位として最大1年の雇用を実施。トライアル雇用でマッチングが図られた場合は、通常の会計年度任用職員又は知的障がい非常勤職員として継続して雇用する。

《障がい者トライアル雇用人数推移》

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
雇用人数	7名	11名	11名	9名	9名

- 知的障がい非常勤職員の雇用制度により、4名を雇用した。

(制度概要)
勤務状況や本人の希望等を勘案した上で、最長60歳まで更新。

《知的障がい非常勤職員雇用人数推移》

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
雇用人数	6名	6名	5名	4名	4名

③ 募集・採用手続き

- 採用選考に当たって、障がい者からの希望を踏まえ、酸素ボンベの持ち込み、介助のための付添人の同伴可（試験時間中は別室にて待機）等、障がい特性に応じた配慮を実施した。

(3) 働き方

- 職員の多様な生活状況等に対応するため、テレワーク強化月間を昨年度に引き続き設定し、これまで在宅勤務を行ったことのない職員も利用しやすい環境づくりに取り組んだ。